

障害年金のご案内

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになってしまった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

▶まずは初診日を確認してください

障害年金の相談をする前に、初診日の確認をお願いします。初診日とは、障がいの原因となった病気やけがで初めて医療機関を受診した日です。障害年金の請求をするうえで、非常に重要な事項なので、必ず確認しましょう。

▶相談窓口へ相談してみよう

初診日に加入していた年金制度によって、相談先が異なります。

「初診日」時に加入していた年金制度		請求手続きの相談窓口
厚生年金保険		水戸南年金事務所
国民年金	第3号被保険者	水戸南年金事務所
	第1号被保険者 60歳以上65歳未満の方	茨城町役場 保険課 医療年金グループ (1階5番窓口)
20歳前	20歳前(厚生年金保険加入中を除く)	(1階5番窓口)

※初診日以外にも請求にあたっての要件等があります。該当の相談窓口でご確認ください。

▶相談時は時間に余裕をもってご来庁ください！

障害年金の請求・相談にはお時間がかかります。時間に余裕をもってご来庁ください。事前に来庁日等をお電話で連絡いただくことも可能です。また、水戸南年金事務所での相談は事前予約制となっています。

国民年金第1号被保険者の皆様、保険料の納め忘れはありませんか？
国民年金の保険料を未納のままにしていると、障害年金を受け取れない場合があります。
保険料の納付、または免除の手続きをお願いします。



【問合せ先】 水戸南年金事務所 ☎ 029-227-3278
茨城町保険課 医療年金グループ ☎ 029-240-7113 (直通)

医療福祉費支給制度(マル福)申請手続きのご案内

医療福祉費支給制度(マル福)とは、医療保険を使って医療機関等を受診した際の一部負担金を、公費で助成する制度のことです。該当となる方がマル福を受給するにはご本人(または代理人)からの申請が必要です。まだ申請されていない方は、保険課(1階5番窓口)へお問い合わせください。

○マル福は以下の区分に分かれています。

妊産婦	妊娠の届出により、母子健康手帳の交付を受けた方。
小児・児童	出生の日から高校3年生の学年末(18歳に達する以後、最初の3月31日まで)のお子様。
ひとり親家庭	離婚、死別などの事由により配偶者のない方、または配偶者が重度心身障害者である方で、下記に該当するお子様を監護し、一定の条件(※)を満たしている方とのお子様。 <ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満 ・20歳未満で、一定の障がいの状態にある、または高校等に在学中である (※)世帯、健康保険、配偶者の障がい状況等により認定を行います。
重度心身障害者	次のいずれかに該当する方。 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳(1級、2級または内部障がいにおける3級の認定を受けているものに限る。)をお持ちの方。 ・身体障害者手帳3級をお持ちの方で、かつ知能指数が50以下の方。 ・精神障害者保健福祉手帳(1級)をお持ちの方。 ・療育手帳(マルAまたはAの認定を受けているものに限る。)をお持ちの方。 ・特別児童扶養手当 1級受給の方。 ・障害年金1級の受給権をお持ちの方。

○マル福には所得制限があります。制限額は区分ごとに異なりますので、町ホームページ「医療福祉費支給制度(マル福)について」をご覧ください。

【問合せ先】 保険課 医療年金グループ ☎ 029-240-7113 (直通)

後期高齢者医療制度のお知らせ

令和4年10月1日から後期高齢者医療被保険者証(保険証)が変わります

令和4年度は医療費の窓口負担割合の見直しがあるため、割合変更の有無に関わらず、被保険者全員に令和4年10月1日からの被保険者証(保険証)を交付します。

新しい保険証は、9月中旬に簡易書留で郵送します。保険証の色はセピア(茶)色です。

▶「限度額適用・標準負担額減額認定証(黄色)」

または「限度額適用認定証(青色)」をお持ちの方へ

有効期限が令和4年9月30日までの保険証と併せて発行している「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「限度額適用認定証」の有効期限は令和5年7月31日までです。

新しい保険証には同封されません。誤って破棄しないようご注意ください。



限度額適用・標準負担額減額認定証(黄色)



限度額適用認定証(青色)

一定以上所得のある方の医療費の窓口負担割合が2割に変わります

75歳以上の方等で一定以上の所得(※1)がある方は、窓口負担割合が「2割」と記載された保険証が交付されます(※2)。

2割負担となる方については、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置があります(入院の医療費は対象外です)。

払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている口座へ後日払い戻します。

2割負担となる方で、高額療養費の口座が登録されていない方には、令和4年9月下旬に、茨城県後期高齢者医療広域連合から申請書を郵送します。

(※1) 課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額」が単身世帯の場合は200万円以上、複数世帯の場合は合計320万円以上

(※2) 現役並み所得者の方の窓口負担割合は、引き続き3割です。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の外来医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増加額 ③(②-①)	5,000円
配慮措置による負担増加額の上限 ④	3,000円
払い戻し等 ③-④	2,000円

ご注意ください！

- ・厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳等をお預かりすることは絶対にありません。
- ・ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。
- ・不審な電話があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)、または消費生活センター(188)にお問い合わせください。



医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせ先

厚生労働省 後期高齢者窓口負担割合コールセンター ☎ 0120-002-719
コールセンター対応時間：月曜日～土曜日の午前9時～午後6時(日・祝日・年末年始は休業)

【問合せ先】 保険課 医療年金グループ ☎ 029-240-7113 (直通)